

參考資料

1. 策定委員会設置要綱

知名町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成17年10月14日

要綱第15号

改正 平成20年5月22日告示第29号

(設置)

第1条 知名町老人保健福祉計画（以下「老人保健福祉計画」という。）及び知名町介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定に当たり、保健・医療・福祉関係者等の意見を反映させるため、知名町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 老人保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保健医療関係団体代表 5人以内
- (3) 福祉関係団体代表 10人以内
- (4) 被保険者代表者 2人以内
- (5) サービス利用者 2人以内
- (6) 費用負担関係者 1人以内

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月28日から施行する。

附 則（平成20年5月22日告示第29号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2. 策定委員名簿

参考図表 1 知名町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

No	氏名	所属	備考
1	中野 賢一	総務文教議会常任委員長	会長
2	園田 公子	婦人連絡協議会会長	
3	本部 輝治	本部医院 院長	
4	西 静哉	徳洲会病院 代表	
5	大蔵 英世	大蔵医院 院長	
6	日吉 貴一郎	日吉歯科医院 院長	
7	伊井 亮雄	民生児童委員協議会会長	
8	朝戸 武勝	社会福祉協議会会長	副会長
9	大野 富常	老人クラブ連合会会長	
10	福 忠志	身体障害者福祉協会会長	
11	坂井 一夫	さくら園 園長	
12	吉田 森広	介護保険サービス事業所代表者	
13	大山 京子	介護支援専門員（徳洲会）	
14	木脇 茂盛	区長会長	
15	岡本 緑	サービス利用者	
16	高野 雄一	サービス利用者の家族	
17	安田 廣一郎	保健福祉課長	
事務局 保健福祉課 介護保険係			
事務局 保健福祉課 国保係			

その他出席者

知名町長	平安 正盛	12月21日から今井 力夫	
委託業者	株式会社エヌ・スピリッツ		

3. 介護予防サービス及びサービス事業者

(1) 居宅サービス

①介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが訪問して、介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行います。身体介護、生活援助の区分はありません。

参考図表2 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	社会福祉協議会	
和泊町	社会福祉協議会	しらゆりの園
	ヘルパーステーションうえはら	

②介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がないなどの場合にかぎり、浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴サービスを行います。

参考図表3 サービス事業者

町名	事業者
知名町	社会福祉協議会
和泊町	しらゆりの園

③介護予防訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

参考図表4 サービス事業者

町名	事業者
知名町	沖永良部徳洲会病院

④介護予防訪問看護

看護師が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

参考図表5 サービス事業者

町名	事業者
知名町	沖永良部徳洲会病院

⑤介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援などを受けます。また生活行為向上のため、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）が利用できます。

参考図表6 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	社会福祉協議会	さくら園
和泊町	社会福祉協議会	しらゆりの園
	笑顔の花	

⑥介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療施設で、リハビリテーションなどを受けます。また生活行為向上のため、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）が利用できます。

参考図表7 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	沖永良部徳洲会介護センター	本部医院
和泊町	朝戸医院	沖永良部寿恵苑

⑦介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間、特別養護老人ホーム等に宿泊して、食事や入浴など主に日常生活の援助を行います。

参考図表8 サービス事業者

町名	事業者
知名町	さくら園
和泊町	しらゆりの園

⑧介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

一時的に自宅でのサービスが利用できない場合に短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所して、介護予防を目的とした食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

参考図表9 サービス事業者

町名	事業者
知名町	沖永良部徳洲会病院
和泊町	沖永良部寿恵苑

⑨介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具(13品目)をレンタルするサービスです。要支援1・2の人は利用できる福祉用具は限定されています。

参考図表10 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	株式会社カクイックスウィング徳之島行11沖永良部オフィス	
和泊町	有限会社ダイユウ	島の快護屋さん

⑩介護予防特定福祉用具購入

レンタルで使用するには抵抗のある排泄、入浴関連の用具を介護保険を利用して購入することができます。同一年度内で10万円を限度に費用の9割または8割が支給されます。(償還払い)

参考図表11 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	株式会社カクイックスウィング徳之島行11沖永良部オフィス	
和泊町	有限会社ダイユウ	島の快護屋さん

(2) 地域密着型サービス

①介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した状態にある認知症の方を対象に、5～9人の少人数で入浴・排泄・食事などの介護など、日常生活上のお世話や機能訓練などのサービスが受けられます。(要支援1の人は利用できません)

参考図表12 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	さくら園第1グループホーム	さくら園第2グループホーム
	グループホーム岬	
和泊町	グループホームひだまり	グループホームゆりの郷
	グループホーム故郷	

②介護予防小規模多機能型居宅介護

一つの小規模多機能型居宅介護事業者に登録し、通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせて利用します。ケアプランの作成もその事業所に所属するケアマネジャーが行います。

参考図表13 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	ホームかがやき	さくら園ゆらりの里
	フローラルホーム花の家	笑顔の虹

(3) 介護予防住宅改修

手すりの取付や段差解消などの住宅を改修したときに、20万円を限度に利用でき費用の9割または8割が支給されます。(償還払い)

(4) 介護予防支援

利用者のアセスメントなどの介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成にかかわる業務や、サービスの実施状況などの把握などの給付管理業務を行うサービスです。

4. 介護サービス及びサービス事業者

(1) 居宅サービス

①訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが訪問して、身体介護や生活援助を行います。

- 身体介護 食事・排泄・入浴の世話・起床・就寝・服薬・通院などの世話等
- 生活援助 調理・洗濯・掃除・日用品の買い物・薬の受け取り
- 通院等乗降介助 通院等のため、訪問介護員等が運転する車両の乗降の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外の移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行うこと

参考図表14 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	社会福祉協議会	
和泊町	社会福祉協議会	しらゆりの園
	ヘルパーステーションうえはら	

②訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問し、入浴サービスを行います。

参考図表15 サービス事業者

町名	事業者
知名町	社会福祉協議会
和泊町	しらゆりの園

③訪問リハビリテーション

病院やリハビリテーション施設に通うのが困難な利用者を対象に、主治医の指示に基づき理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、機能回復訓練等を行います。

参考図表16 サービス事業者

町名	事業者
知名町	沖永良部徳洲会病院

④訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、主治医の指示に基づき療養上の世話や診療の補助、医療機器の管理等を行います。

参考図表17 サービス事業者

町名	事業者
知名町	沖永良部徳洲会病院

⑤居宅療養管理指導

通院が困難な場合に、医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

⑥通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、レクリエーションなどを日帰りで行います。利用者は他の利用者とも交流しながら、気分転換を図ることができます。

参考図表18 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	社会福祉協議会	さくら園
和泊町	社会福祉協議会 笑顔の花	しらゆりの園

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療施設に通い、主治医の指示に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などによるリハビリテーションを日帰りで行います。

参考図表19 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	沖永良部徳洲会介護センター	本部医院
和泊町	朝戸医院	沖永良部寿恵苑

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間、特別養護老人ホーム等に宿泊して、食事や入浴など主に日常生活の援助を行います。

参考図表20 サービス事業者

町名	事業者
知名町	さくら園
和泊町	しらゆりの園

⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設を短期間利用し、食事、入浴などの介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

参考図表21 サービス事業者

町名	事業者
知名町	沖永良部徳洲会病院
和泊町	沖永良部寿恵苑

⑩福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具(13品目)をレンタルするサービスです。要介護度により利用できる福祉用具は限定されています。

参考図表22 サービス事業者

町名	事業者
知名町	株式会社カクイックスウィング徳之島行511沖永良部オフィス
和泊町	有限会社ダイユウ 島の快護屋さん

⑪特定福祉用具販売

レンタルで使用するには抵抗のある排泄、入浴関連の用具を介護保険を利用して購入することができます。同一年度内で10万円を限度に費用の9割または8割が支給されます。(償還払い)

参考図表23 サービス事業者

町名	事業者
知名町	株式会社カクイックスウィング徳之島行511沖永良部オフィス
和泊町	有限会社ダイユウ 島の快護屋さん

(2) 地域密着型サービス

①認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した状態にある認知症の方を対象に、5～9人の少人数で入浴・排泄・食事などの介護など、日常生活上のお世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

参考図表24 サービス事業者

町名	事業者
知名町	さくら園第1グループホーム
	さくら園第2グループホーム グループホーム岬
和泊町	グループホームひだまり
	グループホームゆりの郷 グループホーム故郷

②地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事、入浴、機能訓練などのサービスが受けられます。

参考図表25 サービス事業者

町名	事業者
和泊町	しおほしの里

③小規模多機能型居宅介護

一つの小規模多機能型居宅介護事業者に登録し、通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせ利用します。ケアプランの作成もその事業所に所属するケアマネジャーが行います。

参考図表26 サービス事業者

町名	事業者	
知名町	ホームかがやき	さくら園ゆらりの里
	フローラルホーム花の家	笑顔の虹

③地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、レクリエーションなどを日帰りで行います。利用者は他の利用者とも交流しながら、気分転換を図ることができます。

参考図表27 サービス事業者

町名	事業者
知名町	憩いの森 ゆしきや

(3) 住宅改修

手すりの取付や段差解消などの住宅を改修したときに、20 万円を限度に利用でき費用の 9 割または 8 割が支給されます。(償還払い)

(4) 居宅介護支援

利用者のアセスメントなどの介護サービス計画（ケアプラン）の作成にかかわる業務や、サービスの実施状況などの把握などの給付管理業務を行うサービスです。

参考図表28 サービス事業者

町名	事業者
知名町	さくら園指定居宅介護支援事業所
	知名町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
	沖永良部徳洲会介護センター
和泊町	和泊町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
	しらゆりの園指定居宅介護支援事業所
	ケアサポートひまわり
	沖永良部寿恵苑居宅介護支援事業所

(5) 施設サービス

介護保険施設に入所して生活しながら、施設で提供される身体介護、生活援助、栄養管理などの介護サービスを受けます。施設サービスは介護が中心か、治療中心かなどによって、入所する施設を3種類から選択します。入所申込は介護保険施設に直接行います。施設サービスは要支援の人は利用できません。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

参考図表29 サービス事業者

町名	事業者
知名町	さくら園
和泊町	しらゆりの園

②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状は安定しているものの一定の医療、介護や機能訓練が必要という人を対象に看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

参考図表30 サービス事業者

町名	事業者
和泊町	沖永良部寿恵苑

③介護療養型医療施設（療養病床等）

医学的管理のもとで長期療養が必要な方の医療機関の病床です。医療、看護に重点を置いたサービスが受けられます。

参考図表31 サービス事業者

町名	事業者
知名町	沖永良部徳洲会病院

5. 用語解説

<あ行>

■ アセスメント

ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しをたてるにあたり、介護サービス利用者（要介護者、要支援者）の身体機能や環境などを事前に把握・評価すること。

■ IADL（日常生活関連動作）：Instrumental Activities of Dairy Living

手段的日常生活動作。手段的ADLとも呼ばれる。ADLが食事・入浴・排泄等の日常的な基本動作であるのに対し、IADLはADLの動作を応用した活動をいう。

家事（炊事・洗濯・掃除など）・買い物・薬の管理や金銭の管理・趣味活動・公共交通機関の利用・車の運転・電話をかける等の日常生活に関連した動作のこと。

■ ADL（日常生活動作）：Activity of Dairy Living

日常生活動作。Activities of Daily Livingの略。人間が自立して生活するために行う基本的な動作。食事・排泄・着替え・睡眠・清潔・移動などの身の回りの動作。

■ NPO（エヌ・ピー・オー）

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。

従来、これらの団体は法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

<か行>

■ かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な開業医。

初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示・緊急に必要な処置の実施・他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす医師。

■ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家で、要介護者からの依頼によるケアプランの作成や継続的な管理・評価・サービス事業者との連絡調整を行う。

一定の研修を修了した「主任ケアマネジャー」の資格がある。

■ 介護報酬

介護サービス提供事業者や介護保険施設に支払われる報酬。医療保険における診療報酬に当たる。

■ 居宅介護支援事業者

利用者の意向を踏まえてケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、個々のサービス事業者との調整を行ったりする事業者。都道府県の指定が必要。

ケアプラン（居宅サービス計画）を実際に作成するのは、居宅介護支援事業者に所属するケアマネジャー（介護支援専門員）。

■ ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者・要支援者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況・生活環境・本人及び家族の希望などを勘案し、利用するサービスの種類・内容などを定める計画。

利用者の心身の状態の変化などを考慮し、常に適切なサービスが利用できるように随時見直される。

■ ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者の問題やニーズを明確にし、保険・医療・福祉サービスを受けられるように適切な助言・援助を行うこと。

介護保険制度では、要介護者等に、保健・福祉・医療にわたるサービスが総合的・一体的・効率的に提供されるようにマネジメントする機能を制度内に位置付けている。

①アセスメント（課題分析）、②ケアプラン作成、③サービスの調整や実施、④継続的な管理、の各過程からなる。

<さ行>

■ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された福祉団体で、市町村にひとつずつ常設されている公共性の高い民間福祉団体。市民や行政・社会福祉事業関係者などの参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組む、誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現をめざして活動している。

■ 社会福祉士

社会福祉の専門職で、高齢者・身体障がい者・知的障がい者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導・そのほかの援助を行う者。

■ 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に定めるところにより設立された法人をいう。

■ シルバー人材センター

定年退職者などの高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識・技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化への貢献を目的とする組織である。

■ 成年後見制度

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。

「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などが、これらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人にかわって財産管理や身上監護などを行う。

その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」がある。

<た行>

■ 地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する事業。

平成17年までの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業・在宅介護支援センター事業等の再編により創設された介護保険制度上の事業。

要介護状態に陥るおそれがある高齢者等を対象として、介護予防事業（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等）、包括的支援事業（地域包括支援センターの事業・ケアプラン評価支援事業等）、任意事業（在宅介護教室等）がある。

■ 地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、2005年の介護保険法の一部改正に伴い設置された施設で、地域支援の総合相談・介護予防マネジメント・高齢者虐待への対応など、包括的・継続的マネジメントを行う拠点として、市町村が主体となり創設するもの。

国から示されている基準では、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3職種を最低各1名配置することとされている。

■ 地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で整備されるサービス。

地域密着型サービスには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の9種類があり、サービス基盤の整備状況に応じて市町村が事業所の指定及び指導・監督を行う。

■ 調整交付金

国は、介護保険の財政の調整を行うため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況・第1号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

<な行>

■ 認知症

介護保険法によれば、認知症は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されている。

■ ノーマライゼーション

障がいの有無によらず、すべての人が普通の生活を送る権利がある、とする考え方。この考え方が、社会福祉全般の理念と実現へと広がり、在宅福祉や地域福祉を推進する原動力になった。

<は行>

■ バリアフリー

バリアとは通行や出入り口をはばむ柵や防壁障害物のことをいう。一般的には老人や障がい者の歩行・住宅などの出入り口を妨げる障害がなく、動きやすい環境のことであるが、社会基盤や施設の障壁・制度上の障壁・そして心の障壁を取り除くことをさす場合もある。

■ 保険者

制度の運営主体のことをいい、介護保険制度では、市町村・特別区が保険者となる。

■ 保健センター

地域住民に密着した健康相談・保健指導・健康教育など、地域保健に関して必要な事業を行う施設。

■ ボランティア

社会を良くするために、無償性・善意性・自発性に基づいて、技術援助・労力提供などを行う人をいう。

＜や行＞

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、力、体格などに関係なく、すべての人が使いやすく、快適で安全に利用できるデザインや設計。生活用品や建築、交通機関に生かされる。

■ 要介護認定

被保険者や家族の申請に対し、訪問調査の結果とかかりつけ医の意見書に基づき、介護認定審査会が要介護状態か要支援状態か自立かの判定を行う。

■ 要支援・要介護（要支援状態・要介護状態）

介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、「要支援1～2」または「要介護1～5」と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができる。

要支援状態とは、要介護とは認められないが、身体上もしくは精神上の障がいがあるために、入浴・排泄・食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態。または身体上もしくは精神上の障がいがあるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。

要介護状態とは、身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴・排泄・食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態。

＜ら行＞

■ リハビリテーション

心身に障がいをもつ人の、その障がいを可能な限り回復治癒させ、残された能力を最大限に高め、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること。その方法や内容によって、医学的リハビリテーション・職業リハビリテーション・社会リハビリテーション・教育リハビリテーションなどに分類される。

■ レクリエーション

個人や集団で行う趣味・娯楽・教養・健康・スポーツ・野外・奉仕活動など。労働や勉強などによる肉体的・精神的疲労を癒したり、高齢者の場合は孤独感を防ぐために行われる。

